

第 6 回委員会水需要管理 WG (2002.9.30 開催) 結果概要

庶務発信

開催日時：2002 年 9 月 30 日 (月) 17:00 ~ 20:05

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 6 階会議室 D

参加者数：

委 員：今本委員 (リーダー)、荻野委員、寺川委員、川上委員、寺田委員、宗宮委員、小尻委員

河川管理者：近畿地方整備局 河川部 河川調整課 専門官 北野氏、水政課 上原氏、河川計画課 課長補佐 佐中氏

淀川工事事務所 所長 宮本氏、調査課 課長 平松氏

淀川ダム統合管理所 所長 榎村氏

水資源開発公団 関西支社 副支社長 古川氏、管理部 河野氏

1 検討内容および決定事項

水需要管理WGとりまとめについて

- ・ 本日の議論をもとに、今本リーダーがWGとりまとめ骨子(案)を修正する。また、具体的な修正案を、庶務に提出する。
- ・ 最終提言の水需要管理を含む利水の部分については、10月5日ごろまでに、庶務で原稿案を作成し、各委員に意見照会を行う。委員から寄せられた意見をもとに加筆修正し、10月10日最終提言作業部会に提出する。

河川管理者による情報提供

河川管理者より、「水需要管理に向けて」および「水利使用にかかる許可申請について」を用いて説明が行われ、その後意見交換が行われた。

- ・ 水需要管理の考え方
水需要予測の手法の説明および原案作成に向けてのこれまでの委員会、部会、WGでの水需要管理に関する議論の確認。
- ・ 維持用水について
環境用水と利水安全度への影響について説明
- ・ 水利権について
河川法に定められている許可、申請の処分権者および申請手続きについて説明。

主な意見交換の内容

「3 主な意見交換」を参照。

次回のWGについて

- ・ 第7回水需要管理WGは、10月22日(火)13:30~16:30に行う。

2 情報提供

< 河川管理者からの情報提供 >

河川管理者（近畿地方整備局）より、「水需要管理に向けて」および「水利使用にかかる許可申請について」（資料番号なし）を用いて、これまでの議論のまとめや環境維持用水の現状、今後の方向性等について説明が行われた。

[要旨]

水需要管理の考え方「水資源開発から水需要管理へ」

- ・ 水資源開発基本計画（通称フルプラン）の今後の課題として、水需要の予測手法や予測に用いた係数も公表していく 制度の高い予測手法の開発に努める 一定期間ごとに見直しを図る、などが挙げられる。
- ・ これからは、渇水時だけでなく平常時から、節水に努めていく必要がある。
- ・ 農業用水の合理化も進めていく。ただし、農業用水の合理化ができるのは灌漑期のみであり、非かんがい期は新たな水資源確保が必要である。
- ・ これまでは河川維持用水（渇水時に維持すべき流量）の観点から流量を管理してきたが、これからは、環境用水（自然環境維持できる、攪乱機能をもつ）の観点から流量管理を行う。
- ・ 現在の水利用は、河川水に需要の大半を依存しているため、利水量を環境に返すと利水が不安定になる。河川水には限界があり、その限界に見合ったライフスタイルへの見直し（水需要管理）が実現できれば、環境用水創出の可能性は高まる。利水事業者の理解を深めながら、順応的な水需要管理を行うことが必要である。
- ・ 地域住民や学識経験者も加えた水需要管理協議会を設置して、より強い指導・調整力、危機管理能力を発揮していく。

「淀川水系『利水』の現状と課題」

第7回委員会(2002年2月1日開催)に行われた利水の現状に関する説明のうち、室生ダムの流況調整に関する部分について説明が行われた。

- ・ 生態系に配慮した取水の事例としては、流入量の波形に沿った放流波形としたものがある。室生ダムにおいても平成6年において実施した。
- ・ 利水安全度への影響を把握するため、淀川水系既存施設でのシュミレーションを行った。（ケース1：中小洪水の半分を貯留、半分は放流、ケース2：中小洪水の3/4を貯留、1/4は放流）結果は、計画保水量を確保できる年数が現況に比べてケース2、ケース1の順に利水安全度が低くなっている。

「ダム下流の維持流量の現状について」

- ・ ダム下流の維持流量の決定においては、生態系、景観、流水の清潔の保持、舟運、漁業、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の保持、観光、人と河川との豊かな触れあいなど、具体的な項目ごとに必要水量が検討され

ている。そして、水位基準地点間の代表検討地点におえる各検討項目の必要流量の最大値を維持流量としている。

- ・ その維持流量に水利権流量を加えた水量を正常流量としている。ただし、灌漑期においては、農業用水の還元が期待されることも考慮している。
- ・ 基準地点の確保水量は、基準地点間において、維持流量を下回らないように設定している。

「水利使用にかかる許可申請について」

- ・ 河川法に定められている許可申請の処分権者および申請手続きについて、説明が行われた。

3 主な意見交換

資料 3-4「水需要管理WGとりまとめ骨子（案）」、および河川管理者からの説明をもとに、WGとしてのとりまとめに向けた意見交換が行われた。

<河川管理者の説明に関して>

- ・ 水需要予測には、節水についても反映していくべきである。（リーダー）
- ・ 節水を誘導するには、インセンティブが必要だと思われるが、それに関する記述が抜けている。水を多く使う人からは高い料金を徴収し、逆に節約に励む人の料金は安くする。そうすることで自ずから水需要管理型（節約型）の社会へ移行することができるはずである。

<農水に関して>

- ・ 滋賀県の高時川のように、濁水時に農業用水の頭首工が全ての水を取水してしまっているようなケースでは、河川管理者から、河川維持用水の確保という観点から水利権者に対して指導することはできないのか。

不可能ではないが、高時川の瀬切れについては、建設予定の丹生ダムで対応することを考えている。（河川管理者）

慣行水利権に基づく取水の場合、水を全部取られても文句は言えない。ただし、ダム完成後は、許可水利権に切り替えられ、下流への責任放流量が発生するので対応は可能だろう。

木津川の上流域の一部では、灌漑期でないにもかかわらず、水門を閉じずに取水を続けているところがあった。管理上、モラル上の問題もある。

- ・ 農業用水路は、取水量が減っていても、今後都市用水（地域の水）として、景観等に配慮した上で残していく。ただ、用途変更できるものについては行っていく。慣行水利権については検討の対象としていく。（リーダー）

<環境用水の創出と利水の安全性確保について>

- ・ 環境用水を創出するとなると、その分、利水の安全度が下がることになるが、この辺をどう考えていけばよいだろうか。(リーダー)
- ・ 「利水安全度」の捉え方も重要である。本当に農業用水の取りすぎを防ぐだけでよいのか。水資源開発を行ったのに渇水が起きている今の現状を見ると、それで利水の安全度を保つことができるのか、考えておくべきである。
- ・ 環境用水の創出について、平常時ならダムからの放流量を増やしても問題ないが、問題は、渇水や水質汚濁などが発生した異常時に何をどこまでできるかである。
- ・ 水質ではどんな場合でも10倍に希釈できることが重要。流量があまりに絞られると、水質面でリスクが増える。
- ・ 攪乱の創出をダム操作だけでやるのはどうか。
- ・ 攪乱水については、生態系にとって重要なポイントで高水敷を切り下げ、現在の水量でもメリハリ(変動)をつける流し方を行うことにより、時々冠水するようにすればよい。そうすれば、利水の安全性は保つことができる。
- ・ 人為的なダム操作で攪乱洪水を起こすことは、あまり好ましくはないのではないかと。

<とりまとめ、提言に関して>

- ・ 環境用水は利水の一面として創出されるものではない。そもそも逆ではないか。本来は、川を流れるべき自然な流量があって、その一部を人間が使えるということから水需要管理が導き出されるという議論ではなかったか。
環境用水は概念であって、物理的な数量で示せるものではない。数量をはっきり示すことができない以上、利水の安全度を下げてまでダムの放流量を増やせとも言えない。環境用水の必要水量として具体的な数値が示せないなら、方向性だけでも提示してほしい。本来、できるだけ自然の流況に近づけることが、基本であったはず。それを示したうえで、新規の水資源開発を行ってもよいのか、だめなのか。何故やってはいけないのか、どんな時なら許されるのか、基準を示してほしい。(河川管理者)
- ・ 環境用水の考え方については、WGとりまとめ骨子(案)を書き直したい。(リーダー)
利水に関する“理念転換”の部分からまず書き始めるべきであり、「環境用水の創出」という項目は必要ないのでは。
- ・ 新しい水の需要が発生した場合は、循環利用を行いながら、需要を満たせるような方向にシフトしていくべきである。
- ・ 委員会の提言について、一般から合意を得るのは難しい。合意をしていく場として水需要管理協議会の設置をWGとりまとめにて提案している。

以上

説明および発言内容については、随時変更する可能性があります。

最新の結果概要については、ホームページでご確認ください。